

総 論 部

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

国では、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう「共生社会」を目指すために、平成14年12月に「新障害者基本計画」（計画期間：平成15年度～平成24年度）を、また県では、障害者が住み慣れた地域で自立し、安心して生活できる地域づくりを基本目標として、平成21年3月に「新やまぐち障害者いきいきプラン」（計画期間：平成21年度～平成24年度）を策定し、障害者施策を総合的かつ計画的に推進しています。

このような中、本市においては、平成9年3月に「第一次宇部市障害者福祉計画」を、また平成15年4月には「第二次宇部市障害者福祉計画」（計画期間：平成15年度～平成22年度）を策定し、「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」の理念を基本に、保健・医療・福祉や教育、就労等の幅広い分野での連携の下、様々な障害者施策を推進してきました。

その間、平成17年には「発達障害者支援法」、平成18年には「障害者自立支援法」及び「バリアフリー新法」が施行されるなど、障害者を取り巻く様々な環境や制度が変化してきており、それらの変化に対応した新たな計画の策定が必要となっています。

これらの背景を踏まえ、本市においては、国及び県の計画との整合を図るとともに、市の最上位計画である「宇部市総合計画」の個別計画として、また、障害者福祉を推進する上での総合的な推進指針として「第三次宇部市障害者福祉計画」を策定します。

2 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

この計画は、障害者基本法第9条第3項の規定に基づく市町村障害者計画として、本市の障害者施策の基本的な考え方や施策展開の方向性を示すものであり、国の「障害者基本計画」（計画期間：平成15年度～平成24年度）や県の「新やまぐち障害者いきいきプラン」（計画期間：平成21年度～平成24年度）との整合性を踏まえ策定します。

なお、本市では障害者自立支援法第88条の規定に基づき、平成19年4月に「宇部市障害福祉計画」（第1期：平成18年度～平成20年度、第2期：平成21年度～平成23年度）を策定しており、宇部市障害者福祉計画では「宇部市障害福祉計画」を、障害福祉サービス分野の数値目標等を定めた実施計画として位置づけます。

■「障害者福祉計画」と「障害福祉計画」の位置づけ

障害者福祉計画（根拠法：障害者基本法第9条第3項）

障害者施策全般にかかわる理念、基本的な方針を定める計画です。
「障害のある人のための施策に関する基本計画」という位置づけになります。

障害福祉計画（根拠法：障害者自立支援法第88条第1項）

障害福祉サービスの提供に関する具体的な体制づくりやサービスを確保するための方策等を定める計画です。

障害者福祉計画の中の「生活支援」に関わる事項中、障害福祉サービスに関する実施計画的な位置づけです。

(2) 計画の期間

計画の期間は、市総合計画の前・中期実行計画の計画期間(平成22年度～平成29年度)との整合性を図り、平成23年度から平成29年度までの7年間とします。

ただし、社会状況の変化や関連制度、法令の改正等を踏まえ、今後、必要に応じて見直すものとします。

この計画において障害者とは、障害者基本法及びその関連法の趣旨を踏まえ、身体障害、知的障害、精神障害及び発達障害のある人並びに障害のある児童とします。

3 障害者施策をめぐる法制度の動向

平成15年に「措置制度」を廃止して「支援費制度」を導入した後、平成18年には、障害者の自立と社会参加を促進するため、「障害者自立支援法」が施行されました。その後の障害者を取り巻く様々な環境の変化を経て、現在、国においては、「障害者自立支援法」に代わる新たな法律を制定するために検討が進められているところです。

■主な法制度等の動き

年	法制度等の動き	内 容
H15		・「措置制度」※1から「支援費制度」※2への移行
H16	・障害者基本法の一部改正	・障害を理由とする差別の禁止、 障害者週間の設置、障害者計画の策定義務化
H17	・発達障害者支援法の施行	・発達障害の定義と法的位置づけの確立
H18	・障害者自立支援法の施行 ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行 ・障害者雇用促進法の施行	・3障害の制度格差の解消、 サービス体系の再編、就労支援の強化 ・公共交通機関、道路、建築物等の施設やその間の一体的なバリアフリー化の推進 ・精神障害者に対する雇用対策の強化、 在宅就業障害者に対する支援
H19	・学校教育法の一部改正	・盲、聾、養護学校を支援学校へ一本化
H21	・障がい者制度改革推進本部の設置	・障害者に関する制度の改革を始め、障害者施策の推進について検討

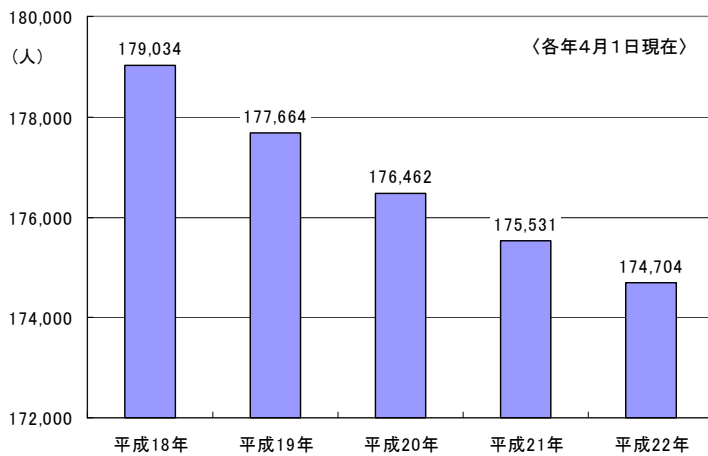
※1: 措置制度…行政がサービスの利用者を特定し、サービスの内容を決定する制度

※2: 支援費制度…障害者がサービスを選択し、サービスの利用者とサービスを提供する施設、事業者が対等な関係に立って、契約に基づきサービスを利用する制度

第2章 本市における障害者の現況

1 人口・世帯数の状況

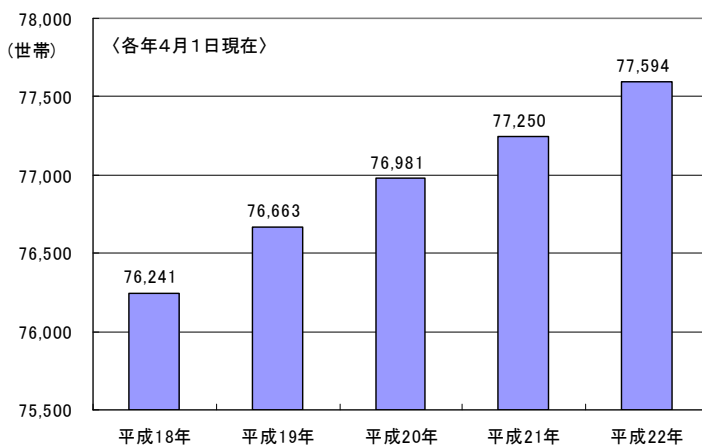
(1) 人口の推移



○平成18年の本市の総人口は179,034人、平成22年の総人口は174,704人です。

平成18年と平成22年を比較すると、総人口ベースで4,330人減っており、5年間で2.4%減少しています。

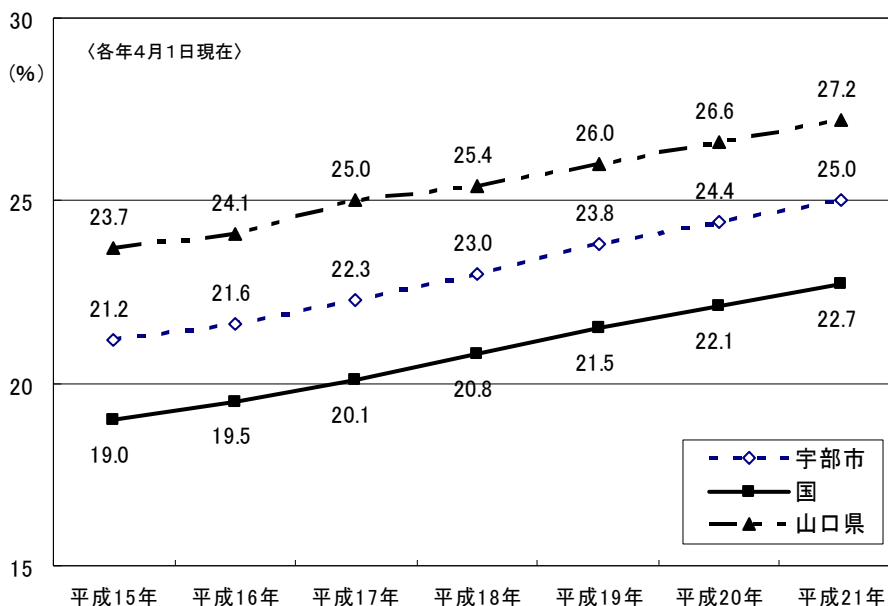
(2) 世帯数の推移



○平成18年の本市の世帯数は76,241世帯、平成22年の世帯数は77,594世帯です。平成18年と平成22年を比較すると、1,353世帯増えており、5年間で1.8%増加しています。

○一世帯あたりの人員は平成18年では約2.35人、平成22年では約2.25人です。

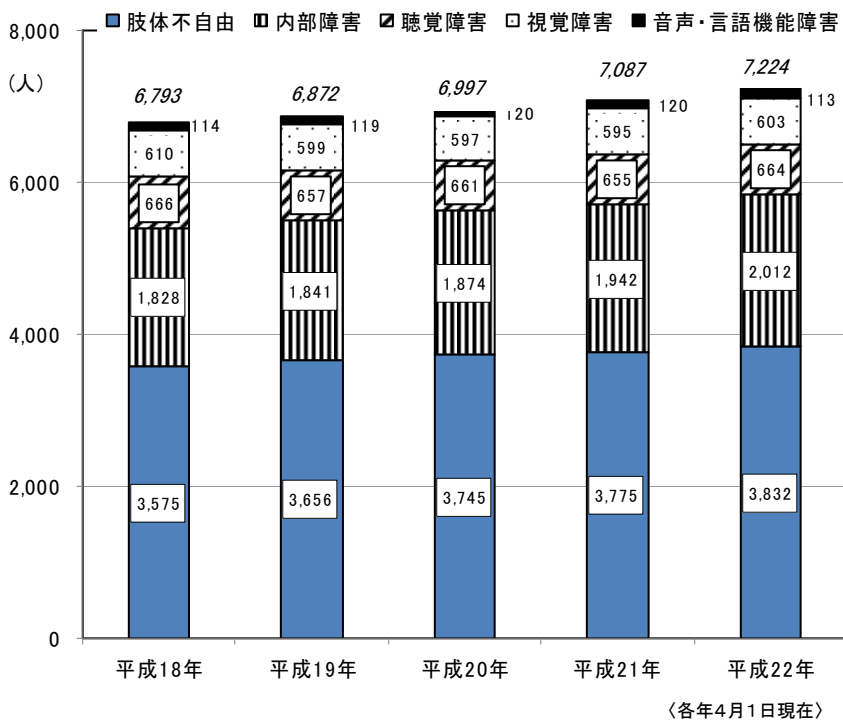
(3) 高齢化の状況



○高齢化率は毎年上昇しており、平成21年には、平成15年と比べると、3.8ポイント上昇しています。

2 身体障害者の状況

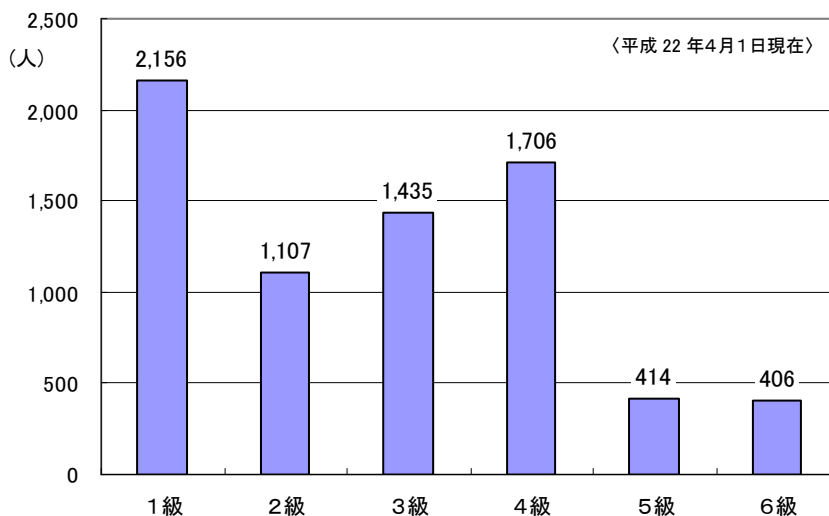
(1) 身体障害者手帳所持者の推移



○身体障害者手帳所持者数は年々増加傾向にあり、平成22年4月1日現在では7,224人と、平成18年の約1.1倍に増えています。

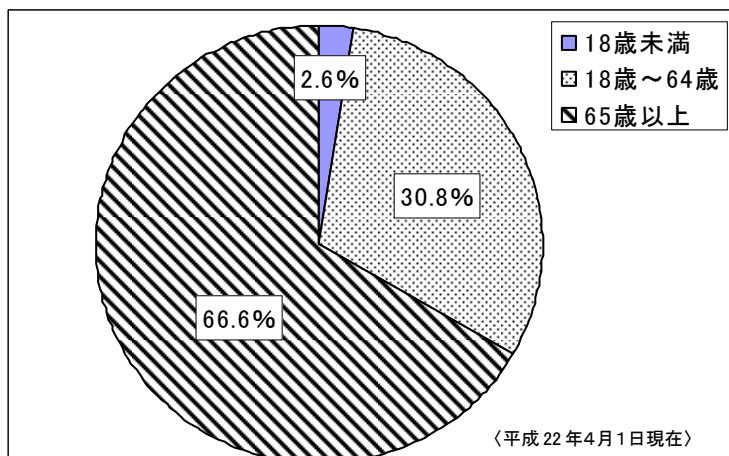
○障害種別の内訳は、平成22年では肢体不自由が3,832人と最も多く、次いで内部障害の2,012人となっています。他の障害種別の手帳所持者に目立った変化がない中、肢体不自由及び内部障害は、顕著な増加を示しています。

(2) 身体障害者の障害等級



○1級から3級の手帳所持者が全体の65.0%を占めており、重度障害の人の占める割合が高い状況です。

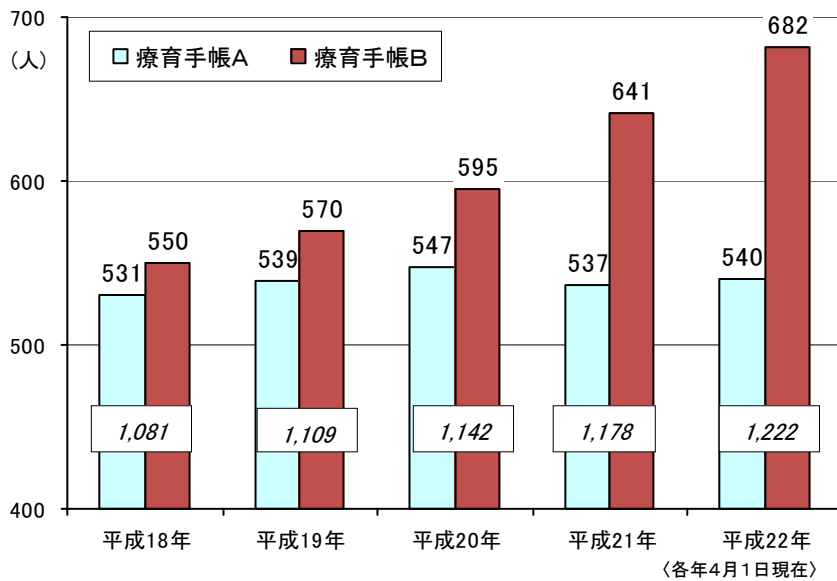
(3) 身体障害者手帳所持者の年齢別内訳



○平成22年4月1日現在においては、65歳以上の手帳所持者が66.6%と最も多くなっています。

3 知的障害者の状況

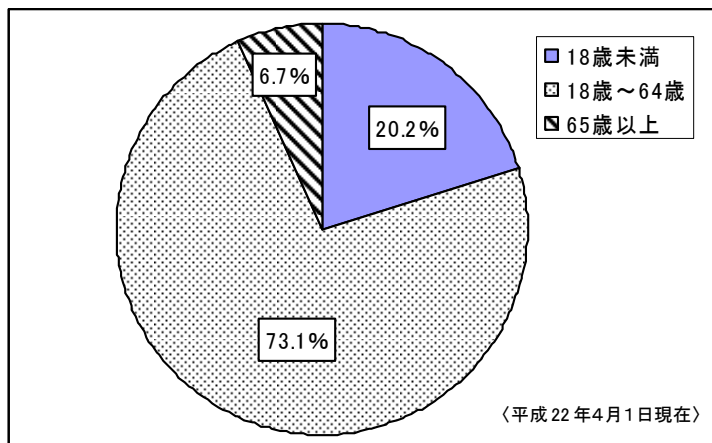
(1)療育手帳所持者の推移



○療育手帳所持者数は、年々増加しており、平成22年4月1日現在では1,222人です。平成18年の約1.1倍となっており、特に、軽度及び中度(B判定)の人の伸び率が高くなっています。

○障害の程度では、軽度及び中度の人が平成22年で682人と、手帳所持者の約55.8%を占めています。

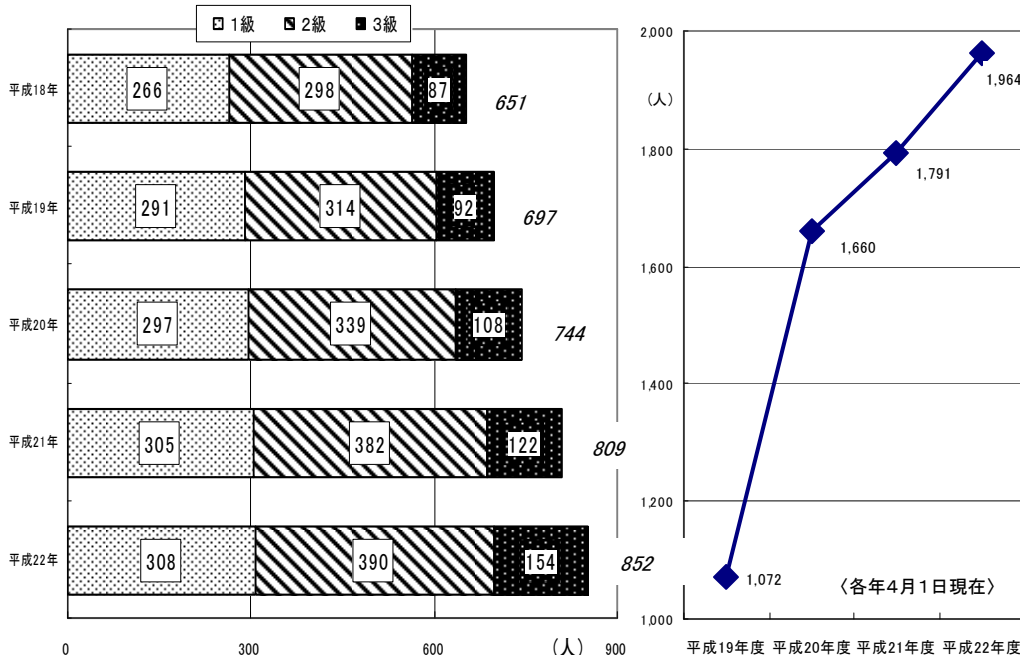
(2)療育手帳所持者の年齢別内訳



○療育手帳所持者のうち、18歳未満(障害児)は20.2%であり、18歳から64歳までが73.1%、65歳以上が6.7%となっています。

4 精神障害者の状況

(1)精神障害者保健福祉手帳所持者の推移及び自立支援医療(精神通院)受給者数の推移



○精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加しており、平成22年4月1日現在では852人です。平成18年の約1.3倍となっています。

○自立支援医療(精神通院)受給者数も年々増加しており、平成22年度は平成19年の1.8倍に増えています。

第3章 計画策定の基本課題

新たな計画策定のための基本課題を、障害者を取り巻く環境の変化や「障がい福祉アンケート調査」・「障害者関係団体との意見交換会」の結果等から、下記のとおり3点に集約しました。

1 障害の特性を踏まえた教育や生活支援の充実

障害者が乳幼児期から高齢期までの生涯の各時期に応じて、身近な地域で安心して暮らしを営むためには、教育や保健・医療・福祉の各分野における施策を充実するとともに、関係機関が連携をとり、総合的な生活支援体制を確立していく必要があります。

【教育・療育の分野では...】

- 早期療育、相談支援体制の充実が求められています。
- 教職員への障害特性の知識習得や理解促進が求められています。
- 通級教室の充実など、個々の障害の特性に応じた教育が求められています。

【保健・医療の分野では...】

- 早期発見や早期対応に係る医療・保健・教育の連携体制の充実が求められています。
- 機能訓練の充実が求められています。
- 医療機関の障害への理解が求められています。
- 障害や病気に関する相談体制の整備が求められています。

【福祉・生活支援の分野では...】

- 障害に応じたきめ細かな相談支援体制の充実が求められています。
- 短期入所や外出支援など、必要な時に十分支援が受けられる環境づくりが求められています。
- 障害の特性や年齢に対応したきめ細かなサービスの提供が求められています。
- 地域での居住の場の確保が求められています。
- 介護者等への精神面を含めたレスパイト^{※1}などの支援の充実が求められています。
- 障害者を地域全体で支える仕組みづくりが求められています。
- 親亡き後の生活支援の体制づくりが求められています。

※1:レスパイト…障害児(者)を持つ親や家族を、一時的に、一定の期間、障害児(者)の面倒をみることから解放することによって、日頃の身体的・精神的な疲れなどを回復できるようにする援助のこと。

2 自立に向けた就労と社会参加の支援

障害者一人ひとりが、自己選択と自己決定の下に、地域で自立した暮らしを送るためには、就労や社会参加を支援していく必要があります。

特に、就労については生活の質の向上にもつながるものであり、継続的な啓発活動はもとより、企業など受け入れ側の理解がなければ雇用に結びつかないため、そのネットワークづくりが重要です。

【雇用・就労支援の分野では...】

- 事業主や職場における障害者雇用への理解が求められています。
- 障害者のための専門的な就労相談など、障害に応じた就労支援体制の充実が求められています。
- 事業主も含めた就労支援に係るネットワークづくりが求められています。
- 行政も含めた障害者雇用の推進が求められています。

【社会参加活動の分野では...】

- スポーツや文化活動に関する情報提供の充実が求められています。
- 障害者の社会参加の機会充実が求められています。
- 行事・イベント等では受け入れ側の障害者への理解が求められています。

3 障害者への理解促進と生活環境の整備

障害者の自立した生活や社会参加を実現するためには、市民一人ひとりが障害について理解するとともに、情報や公共施設など建築物のバリアフリー化を進め、障害者が安心・安全で生活しやすいまちづくりを進める必要があります。

また、障害者の多様な支援ニーズに対応するため、ボランティア活動を支援しながら、市民と行政が一体となった取組みを進める必要があります。

【障害者理解の分野では...】

- 地域や学校など、多様な機会を通じた障害者への理解促進が求められています。
- スポーツや文化活動等を通じた地域交流が求められています。
- 計画的なボランティアの育成やボランティア活動への参加促進が求められています。
- 障害関係団体と行政との情報共有が求められています。
- 障害種別に応じた情報提供手段の充実が求められています。

【生活環境の分野では...】

- 障害者に配慮した建築物や歩道等の整備が求められています。
- 交通機関や交通安全対策の充実が求められています。
- 障害者用トイレの設置など、公共施設内における障害者への配慮が求められています。
- まちづくり計画策定時の障害者の参画(意見聴取等)が求められています。

【防災の分野では...】

- 災害時における避難体制・支援体制の整備充実が求められています。
- 災害・緊急時における情報提供体制の充実が求められています。
- 緊急通報システムや火災警報器設置など、安全対策への取組強化が求められています。

第4章 計画の基本理念と施策展開の方向性

1 計画の基本理念

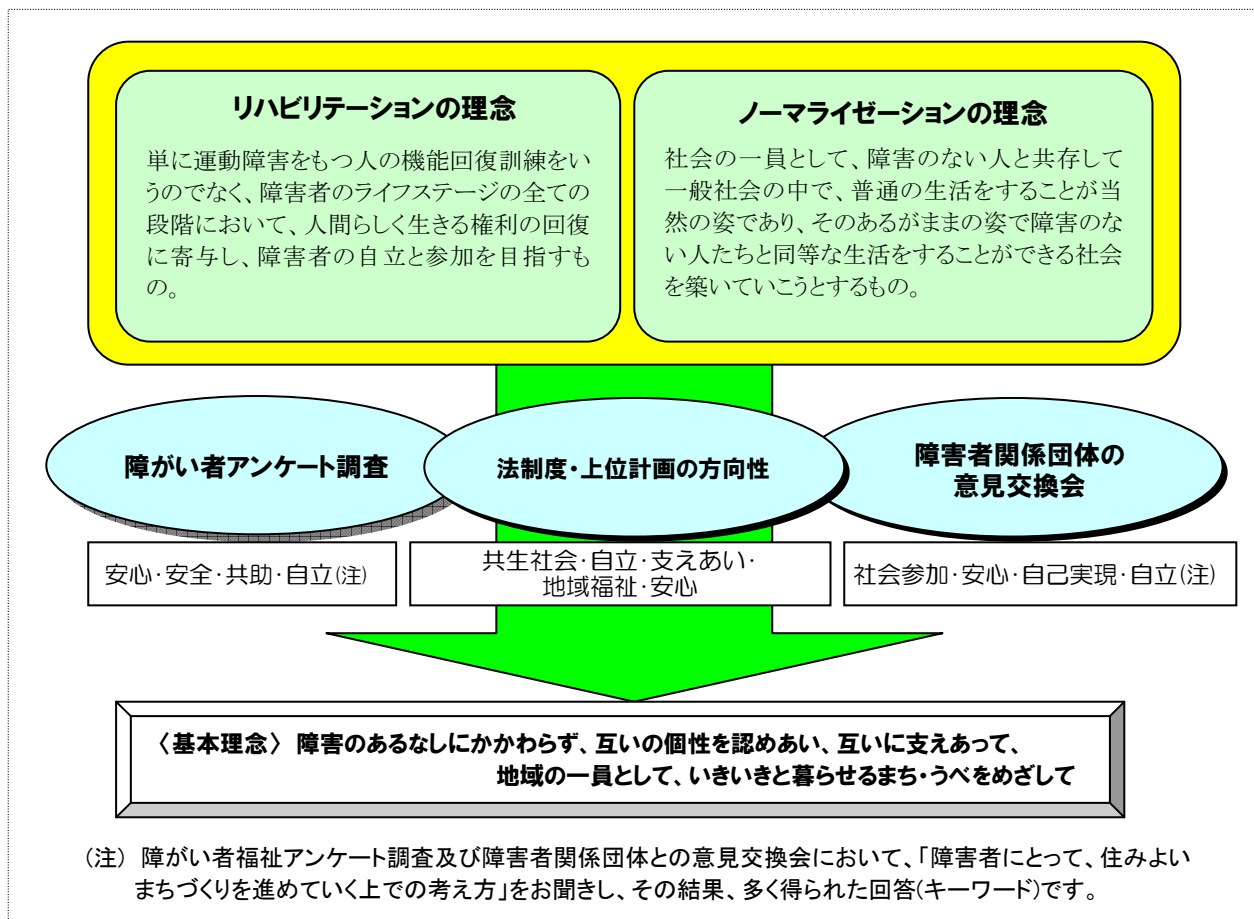
本市の総合計画(目標年次：平成 33 年度 (2021 年度))では、求める都市像として「みんなで築く 活力と交流による元気都市」を掲げ、「共存同栄・協同一致」と「人間が尊重される都市づくり」を基本理念に据えたまちづくりを進めています。

一方、障害者施策の基本理念である「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」の理念は、障害のある人もない人も住み慣れた地域で共にいきいきと暮らすことを目指しており、本市のまちづくりの基本理念を具現化していくことと相通じるものです。

このため、これまでの計画において理念の基本としていた「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」の理念については、今後においても受け継いでいくこととします。

この計画では、上記理念とともに、障害者基本法の理念、国の障害者基本計画・宇部市総合計画等の上位計画及び近年の障害者福祉をめぐる動向、そして「障がい福祉アンケート調査」や「障害者関係団体との意見交換会」から得られた結果等を踏まえ、基本理念を下記のとおり定めます。

**障害のあるなしにかかわらず、
互いの個性を認めあい、互いに支えあって、
地域の一員として、いきいきと暮らせるまち・うべをめざして**



2 施策の体系

計画の基本理念を実現するため、以下の3つの基本目標を設定し、諸施策を体系化します。

■基本目標1:ともに学び・育ち、自立して暮らす

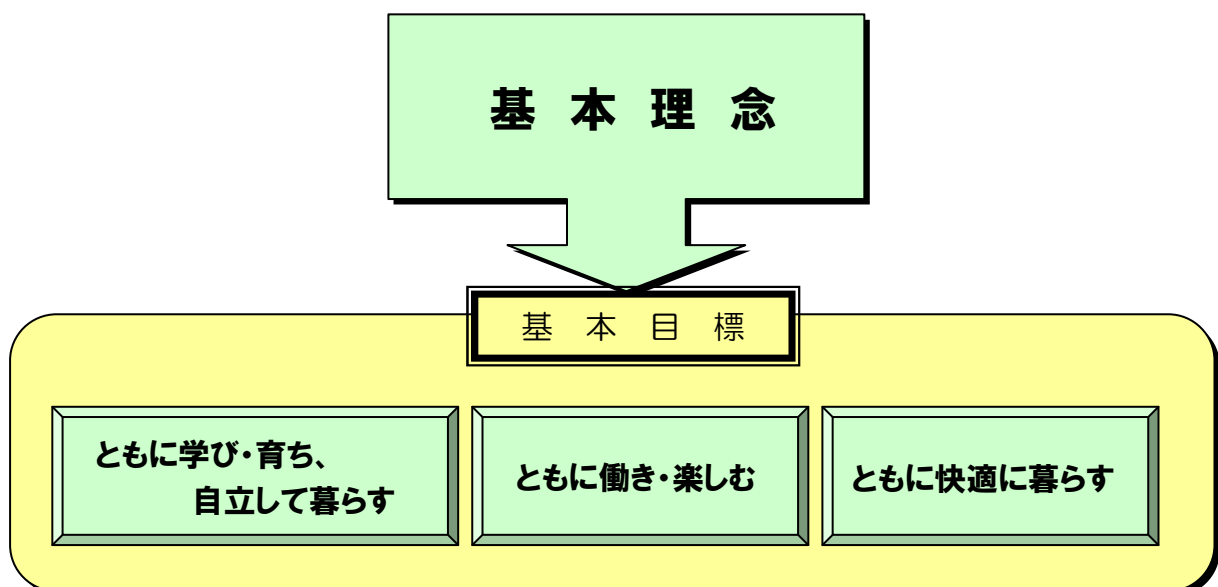
- 障害の多様化に対応した一貫性のある教育や療育体制を充実します。
- 障害者が地域生活を送る上で、様々な課題に対応できる相談支援体制の充実をはじめ、日中活動の場や生活の場などが十分確保できるよう、保健・医療・福祉の連携のもと、相談支援や情報提供等を充実します。
- 疾病の予防と早期発見・早期治療体制を充実します。
- 生涯にわたって安心して住み続けられる生活の実現を目指し、地域における自立生活を支援する障害福祉サービスを提供します。

■基本目標2:ともに働き・楽しむ

- 就労意欲のある障害者が適性と能力に応じて就労することができるよう、就労に関する総合的な支援を推進します。
- 障害者が生活を送る上での生きがいや生活の質の向上につながる余暇活動(スポーツ・文化活動等)や自主的活動等の促進を図ります。

■基本目標3:ともに快適に暮らす

- 市民への広報・啓発をはじめ、交流やふれあいの場を活用し、障害者への合理的配慮の必要性についての理解促進を図ります。
- 障害者が積極的に地域社会との関わりを持つことのできる機会を創出し、心のバリアフリー化や情報のバリアフリー化を推進します。
- 道路・公共交通機関・建築物等のバリアフリー化に取り組むとともに、地域ぐるみの防災体制の充実を図り、障害者にとって安全・安心なまちづくりを推進します。
- 障害者を支えるボランティアやNPO、障害者団体の活動の活性化を図ります。



■体系図

以下8つの施策分野を設定し、それぞれについて施策の方向を示します。

基本目標	施策分野	施策の基本的方向
I ともに学び・育ち、 自立して暮らす	1 教育・療育の充実	① 早期療育の充実 ② 障害児教育の充実 ③ 就学・教育相談の充実 ④ 教育環境の整備
	2 保健・医療サービスの充実	① 疾病の予防・早期治療の充実 ② 障害者の健康相談・指導体制の充実 ③ 支援体制の整備充実
	3 福祉・生活支援の充実	① 生活支援体制の充実 ② 在宅福祉サービスの充実 ③ 入所施設サービスの充実 ④ 権利擁護施策の充実
II ともに働き・楽しむ	1 雇用・就労支援の推進	① 障害者雇用の推進 ② 福祉的就労の促進 ③ 就労支援体制の充実
	2 社会参加活動の促進	① スポーツ・レクリエーション活動の促進 ② 文化活動等の促進
III ともに快適に暮らす	1 理解と交流の促進	① 障害についての理解促進 ② 啓発・広報の推進 ③ 交流の促進 ④ ボランティア活動の支援 ⑤ 地域で支えあうネットワークづくり
	2 情報・コミュニケーション支援の充実	① 障害の種別に応じた情報提供サービスの充実 ② 情報バリアフリー化の推進
	3 生活環境の整備	① 建築物等のバリアフリー化の推進 ② 公共交通機関・道路環境の整備 ③ 住宅施策の充実 ④ 防災対策の推進
計画推進のために	計画の円滑な推進	計画推進体制の整備

3 施策展開の方向性

基本目標1:ともに学び・育ち、自立して暮らす

(1)教育・療育の充実

【現在の主な取り組み】

- 総合療育システムを活用しながら、関係機関との連携のもと、療育を行っています。
- 就学前から関係機関や保護者との連携を密にし、就学相談や教育相談を計画的・継続的に実施しています。
- 障害のある児童生徒について、障害の種類や程度に応じた個々の教育課程を編成し、特別支援教育を推進しています。
- 教職員の障害についての理解を深め、指導力や専門性を高めるため、地域特別支援コーディネーター等を活用し、校内研修を行っています。

【施策の基本的方向】

- ・各学校や関係機関との連携を図りながら、就学・教育に係る相談支援体制の充実を図ります。
- ・個々の児童生徒へのきめ細かな支援を行うため、個々の能力・適性等を考慮した教育指導体制を整備します。
 - ①早期療育の充実
 - ②障害児教育の充実
 - ③就学・教育相談の充実
 - ④教育環境の整備

(2)保健・医療サービスの充実

【現在の主な取り組み】

- 健全な出産と健やかな発達の支援のため、妊婦や乳幼児への健康管理、青少年の健康管理教育等の支援を行っています。
- 障害の発生原因となる生活習慣病の早期発見・早期治療を図るため、健康診査や個別健康教育・健康相談を実施するとともに、老化に伴う障害を予防するため、機能訓練や介護予防教室等を行っています。
- 障害者本人及びその家族が安心して在宅生活ができるよう、保健師等による継続的な相談支援を行っています。

【施策の基本的方向】

- ・引き続き関係機関との連携を図り、障害の発生予防、障害の早期発見のための対策を進めます。
- ・障害者が安心して地域生活を送ることができるよう、保健師等による訪問指導をはじめとした相談支援体制を充実します。
- ・保健・医療・福祉のサービス提供システムなど、障害者に対する支援体制の整備充実を図ります。
 - ①疾病の予防・早期治療の充実
 - ②障害者の健康相談・指導体制の充実
 - ③支援体制の整備充実

(3)福祉・生活支援の充実

【現在の主な取り組み】

- 平成 18 年の障害者自立支援法の施行後、本市においても新サービス体系への移行が進み、福祉サービスの一本化により、障害の種別にかかわらず、共通の福祉サービスを利用できる環境が整備されています。
- サービス提供事業者と連携を図りながら、障害者にとって利用しやすく満足度の高い福祉サービスを提供できるよう、居宅サービスや施設サービスの質的・量的な充実を進めています。
- 地域生活の場(グループホーム・ケアホーム等)の確保や相談支援事業の実施により、障害者の地域生活を支援しています。

【施策の基本的方向】

- ・利用者本位の考え方に立って、個々の障害者の多様なニーズに対応するサービスの量的・質的な充実に努め、障害者が豊かな地域生活を送れるような支援体制を整備します。
- ・障害者への相談体制を強化することにより、障害者が自らの選択によって必要なサービスを選択し、自立した暮らしを送れるよう様々な支援の充実を図ります。
 - ①生活支援体制の充実
 - ②在宅福祉サービスの充実
 - ③入所施設サービスの充実
 - ④権利擁護施策の充実

基本目標2:ともに働き・楽しむ

(1)雇用・就業支援の推進

【現在の主な取り組み】

- 一般企業の障害者雇用に対する認識を高めるため、公共職業安定所や福祉サービス事業所等関係機関との連携によって、「宇部市障害者就労支援ネットワーク会議」を設置し、一般市民や企業等に対し、障害者就労に関する啓発活動を展開しています。
- 障害者の自主的な求職活動を支援するため、ハローワークや障害者就業・生活支援センターにより、就労相談や情報提供が行われています。

【施策の基本的方向】

- ・障害者施策の基本理念である「ノーマライゼーション」の実現のためには、職業を通じた社会参加が基本となるものであるため、障害者が可能な限り、雇用の場に就くことができるようハローワークと連携を図り、障害者雇用の意識啓発に努めます。
- ・福祉的就労に係る製品について積極的に活用するとともに、関係機関にも周知を図り、工賃が向上するよう支援します。
- ・ハローワークや障害者就業・生活支援センターなど、障害者の就労を支援する関係者が連携し、障害者の就労支援体制の一層の機能強化を図ります。
 - ①障害者雇用の推進
 - ②福祉的就労の推進
 - ③就労支援体制の充実

(2)社会参加活動の促進

【現在の主な取り組み】

- 障害者が文化・芸術に親しむことができるよう、文化施設のバリアフリー化を図るとともに、手話通訳者等の派遣を行うなど、文化に親しむ機会を支援しています。
- 山口県障害者スポーツ大会(キラリンピック)への参加など、スポーツ大会に障害者が参加する際の支援を行っています。

【施策の基本的方向】

- ・障害者のスポーツやレクリエーション活動、文化活動を促進し、参加機会の拡充とともに参加の際の活動支援を行います。
 - ①スポーツ・レクリエーション活動の促進
 - ②文化活動等の促進

基本目標3:ともに快適に暮らす

(1)理解と交流の促進

【現在の主な取り組み】

- 市広報や社協だよりへの記事掲載、あんしんガイドやパンフレットによる啓発、学校や地域等での取り組みなど、それぞれの分野で障害者への理解を深める啓発活動を行っています。
- 地域では障害者支援活動や各種行事への障害者の参加等を通じて、ふれあいや交流が進められています。
- 社会福祉協議会とともにボランティア養成のための講習会を開催し、障害者の種別に応じたボランティアの養成に努めています。
- 社会福祉協議会において、校区社会福祉協議会と連携し、見守り訪問活動や小地域ネットワークづくりの構築をはじめ、地域におけるふれあいいきいきサロンの開設や運営の支援を行っています。

【施策の基本的方向】

- ・障害及び障害者に対する市民の理解を促進するため、様々な広報手段の活用により、啓発・広報活動を展開します。特に、将来を担う若者への啓発・広報活動を強化します。
- ・幼児期からの人権教育・福祉教育や交流教育を通して、障害者との交流・ふれあいの場を広げます。
- ・ボランティア講習の修了者が、地域で具体的な支援活動が行える仕組みづくりを構築するとともに、積極的な情報提供により、市民参加を促進します。
- ・地域、行政、社会福祉協議会等が協働して、各地域において障害者福祉の実践に取り組み、地域福祉のネットワークづくりを進めます。
 - ①障害についての理解促進
 - ②啓発・広報の推進
 - ③交流の促進
 - ④ボランティア活動の支援
 - ⑤地域で支えあうネットワークづくり

(2)情報・コミュニケーション体制の充実

【現在の主な取り組み】

- 視覚障害や聴覚障害者の情報格差の解消を図るため、点字・音声版の市広報の発行や文書の音声コード化、手話通訳者・要約筆記者の派遣を行っています。
- ICT(情報通信技術)を活用し、コミュニケーションを円滑に果たせるように支援するため、視覚障害者を対象としたパソコン講習会を開催しています。

【施策の基本的方向】

- ・障害の種別に応じた様々な方法により、障害者への情報提供の充実を図ります。
- ・ICT(情報通信技術)の活用により、障害者のコミュニケーション手段の幅を広げ、自立と社会参加を支援します。
 - ①障害の種別に応じた情報提供サービスの充実
 - ②情報バリアフリー化の推進

(3)生活環境の整備

【現在の主な取り組み】

- 障害者のみならず高齢者等すべての人が安心して生活し、社会参加できるよう、「山口県福祉のまちづくり条例」に基づき、公共施設や道路、公園等の整備を行っています。
- 宇部市営バス及び船鉄バスについては、スロープ付きバスやノンステップバスなど、利用しやすいバスの導入を図るとともに、障害者に対する優待乗車・運賃割引制度により外出支援を行っています。
- 障害者が住み慣れた自宅で安心して暮らせるよう、段差解消・手すり取り付け等の住宅改修費の給付を行っています。
- 障害者をはじめとする災害弱者に対して、災害時における円滑な支援を行うため、災害時要援護者登録支援制度の普及や緊急通報装置の設置を推進しています。また、防災メールの発信により、防災情報を迅速な提供を行っています。

【施策の基本的方向】

- ・関係機関との連携を図りながら、バリアフリーの考え方に基づくまちづくりを進め、障害の有無に関わらず、全ての人が利用しやすい生活環境の整備を推進します。
- ・災害時に援護を要する障害者について、民生委員や障害者関係団体の協力を得て、把握に努めるとともに、自主防災組織等と連携し、防災情報伝達手段・体制や避難誘導等の支援体制を整備します。
 - ①建築物等のバリアフリー化の推進
 - ②公共交通機関・道路環境の整備
 - ③住宅施策の充実
 - ④防災対策の推進

各 論 部

施策体系に基づき、今後、施策ごとに具体的な事業等の考え方を取りまとめていきます。

〔各論部の構成〕

